

鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱

[昭和63年3月28日制定]

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、鹿児島市が行う浄化槽整備事業の補助金の交付について、鹿児島市補助金等交付規則（平成9年規則第10号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 単独処理浄化槽 し尿のみを処理する設備又は施設をいう。
- (3) 住居 居住を目的とした住宅、又は店舗等を併設した住宅で、住宅部分の処理対象人員が2分の1以上を有し、かつ、既存の建物（建物の建替を除く。）をいう。
- (4) 集会施設 町内会その他の住民組織が設置し、地域住民の集会等コミュニティづくりの場として使用する既存の建物（建物の建替を除く。）をいう。

(補助金の交付対象地域)

第3条 補助金の交付対象地域は、鹿児島市の区域のうち、次に掲げる区域を除く地域とする。

- (1) 下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の認可を受けた事業計画に定められた予定処理区域
- (2) 七ツ島二丁目

(補助金の交付対象浄化槽)

第4条 補助金の交付対象となる浄化槽は、処理対象人員が50人槽以下の環境配慮型浄化槽適合機種とし、かつ、10人槽以下にあっては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）に適合するものとする。

(補助金の交付対象者)

第5条 市長は、第3条に規定する地域内において、住居又は集会施設に前条に規定する浄化槽を設置することで、生活排水の未処理解消を図る者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の一に該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項に基づく確認を受けずに、浄化槽を設置する者
- (2) 住居を借りている者で賃貸人の承諾が得られない者

- (3) 国、県及び市の施設並びにこれらに準ずる施設で浄化槽を設置する者
- (4) 申請の対象となる浄化槽について、国、県若しくは市又はこれらに準ずる機関から補助金の交付を受けた者
- (5) 既存の浄化槽を廃して新たに浄化槽を設置する者（災害その他の場合で市長が特に必要と認める者を除く。）
- (6) 浄化槽工事完了後3ヶ月を経過しても、第8条第3項に規定する浄化槽補助事業実績報告書を市長に提出しない者（特に理由があると市長が認める者を除く。）
- (7) 法第7条及び法第11条に規定する水質に関する検査申込をしていない者
- (8) 市税を滞納している者

（補助金額）

第6条 補助金の交付対象となる経費は、浄化槽の設置に要する費用、単独処理浄化槽からの転換については、単独処理浄化槽撤去に要する費用及び宅内配管工事に要する費用、汲取り便槽からの転換については、汲取り便所改造に要する費用及び宅内配管工事に要する費用とし、補助金の額は別表の第1欄に掲げる区分につき、それぞれ同表の第2欄から第4欄に定める額を限度額とし、それぞれの工事費と比較していずれか少ない額の合計金額（その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）とする。

（現場確認）

第7条 市長は、補助事業を適正に執行するため、浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

（様式の特例）

第8条 規則第26条の規定により、規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、浄化槽補助金交付申請書（様式第1）によるものとする。

2 規則第26条の規定により、規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、浄化槽補助金交付決定通知書（様式第2）によるものとする。

3 規則第26条の規定により、規則第14条の補助事業等実績報告書の様式は、浄化槽補助事業実績報告書（様式第3）によるものとする。

4 規則第26条の規定により、規則第15条の補助金等確定通知書の様式は、浄化槽補助金確定通知書（様式第4）によるものとする。

5 規則第26条の規定により、規則第17条の補助金等請求書の様式は、浄化槽補助金請求書（様式第5）によるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則（昭和63年3月28日）

（施行期日）

1 この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

(吉田町等の編入に伴う経過措置)

2 吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、吉田町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成5年要綱第2号）、桜島町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成4年告示第4号）、喜入町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成3年告示第30号）、松元町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成12年告示第18号）及び郡山町小型合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱（平成2年要綱第1号）に規定する様式により使用されている書類で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものについては、この要綱に規定する書類とみなす。

付 則（平成元年5月30日）

この要綱は、平成元年6月1日から施行する。

付 則（平成3年3月30日）

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

付 則（平成5年3月30日）

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

付 則（平成5年5月19日）

この要綱は、平成5年6月1日から施行する。

付 則（平成6年2月28日）

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

付 則（平成7年3月31日）

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則（平成8年12月27日）

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

付 則（平成9年3月31日）

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年3月31日）

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

付 則（平成11年3月26日）

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成15年12月5日）

この要綱は、平成16年1月1日から施行する。

付 則（平成16年10月1日）

この要綱は、平成16年11月1日から施行する。

付 則（平成19年3月30日）

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第2条第3号及び第4号並びに第4条第2項第5号の規定の適用については、平成19年12月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第5条ただし書の既設の汲取り便槽から浄化槽へ設置換えをする者に対する補助金の額については、平成19年12月31日までの間に限り、別表2第5条に係る補助金の額欄に掲げる額とする。

付 則 (平成20年3月24日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年12月28日)

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第4条及び様式第1中の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、なお従前の例による。

付 則 (平成24年3月30日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に改正前の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類は、改正後の鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱に規定する様式により作成された書類とみなす。

付 則 (令和2年3月18日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

1 人槽区分	2 浄化槽の設置 に要する費用	3 単独処理浄化槽からの転換		4 汲取り便槽か らの転換
		単独処理浄化槽 の撤去に要する 費用	宅内配管工事に 要する費用	汲取り便所改造 に要する費用及 び宅内配管工事 に要する費用
5人槽	332,000円	90,000円	300,000円	390,000円
6～7人槽	414,000円			
8～10人槽	548,000円			
11～20人槽	627,000円			
21～30人槽	981,000円			
31～50人槽	1,358,000円			

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者の住所

申請者の氏名

印

(団体の場合は、団体名及び代表者名)

浄化槽補助金交付申請書

鹿児島市補助金等交付規則第 4 条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定により次のとおり申請します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
補助事業の内容	(1) 設置場所 (鹿児島市) (2) 建築物の用途 (住宅、共同住宅、集会施設、その他) (3) 浄化槽の規模 (人槽)
交付申請金額	円 (千円未満切り捨て)
添付書類	(1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書又は建築基準法で定める確認済証の写し (2) 工事費見積書の写し (3) 市税納付状況調査同意書又は市税を滞納していないことを証する証明書 (4) 法第 7 条及び法第 11 条に規定する水質に関する検査の申込書の写し (5) その他市長が必要と認める書類

様

鹿児島市長

浄化槽補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった鹿児島市浄化槽整備事業の補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
交付決定金額	円
交付の条件	

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者の住所

申請者の氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

浄化槽補助事業実績報告書

鹿児島市補助金等交付規則第14条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第8条第3項の規定により次のとおり報告します。

決 定 年 月 日	年 月 日	決定番号	第 号
補 助 事 業 の 名 称	鹿児島市浄化槽整備事業		
補助事業の完了年月日	年 月 日		
交 付 決 定 金 額	円（千円未満切り捨て）		
添 付 書 類	(1) 浄化槽工事完了検査申請書（チェックリスト、工事写真を含む） (2) 浄化槽工事費請求書又は領収書の写し (3) 浄化槽保守点検業者との委託契約書の写し (4) 法第7条に基づく水質検査の検査手数料支払い証明書 (5) その他市長が必要と認める書類		

確定第 号
年 月 日

様

鹿児島市長

浄化槽補助金確定通知書

年 月 日付けで申請のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、鹿児島市補助金等交付規則第15条及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第8条第4項の規定により通知します。

補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業
補助金の確定金額	円

様式第5（第8条関係）

（支払方法 1 口座振替払（MT） 2 直接払 3 口座振替払（MT外））

（支払予定日 ） （審査決裁区分 会 ・ 室 ・ 係 ）

課 名			支出命令番号	
			会 計	
		歳 出	款	

（下線以下を記入してください。）

年 月 日

鹿児島市長 殿

請求者の住所

請求者の氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

浄化槽補助金交付請求書

鹿児島市補助金等交付規則第17条第1項及び鹿児島市浄化槽整備事業補助金交付要綱第8条第5項の規定により、次のとおり請求します。

確定年月日	年 月 日	確定番号	確定第 号
補助事業の名称	鹿児島市浄化槽整備事業		
補助金の請求金額	拾	億	千 百 拾 万 千 百 拾 円

受領については、次のとおり願います。（希望の番号を○囲みする）

1 口座振替払（下記口座のとおり）

2 現金払

振 込 先	金融機関名	銀行 (金庫) 店		
	口座の種類	普通・当座・別段・貯蓄	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義			